

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について

このことについて、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則を一部改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和元年10月18日提出

教育長 長谷川 洋

説 明

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要があるからである。

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正の概要

1 改正の概要

地方公務員法の一部改正等に伴う規定の整理

2 改正の理由

- (1) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による地方公務員法の一部改正（2017年5月17日公布、2020年4月1日施行）に伴い、規定の追加等を行うもの
- (2) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）による地方公務員法の一部改正（2019年6月14日公布、同年12月14日施行）により、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項が削除されることに伴うもの
- (3) 失業者の退職手当支給規則の一部改正（2019年8月30日公布、同日施行）に伴うもの

3 改正の内容

- (1) 臨時的任用職員が退職手当の支給対象となるため、規定を追加する。
- (2) これまで、成年被後見人等に該当して失職する場合でも不利に取り扱わない規定を設けていたところ、失職することがなくなるため、規定を削除する。
- (3) 失業者の退職手当支給規則の一部改正により、受給期間延長の申請期限を変更する。
- (4) 地方公務員法の一部改正により、この規則で引用する同法の条項が移動したことに伴い、規定を整理する。

4 施行期日

2020年4月1日（上記3の(1)及び(4)）

2019年12月14日（上記3の(2)）

公布の日（上記3の(3)）

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 月 日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

愛知県教育委員会規則第 号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年愛知県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二十五年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者その他これに準ずる者であつて、任命権者が愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の承認を得たもの」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 二十五年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者その他これに準ずる者であつて、任命権者が愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の承認を得たもの

二 十一年以上二十五年未満の期間勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

第二条の二第二項中「条例第五条第一項の規定により退職した者に準ずる者であつて、任命権者が県教育委員会の承認を得たもの及び二十五年以上勤続し、勤務公署の移転により退職した者その他これに準ずる者であつて、任命権者が県教育委員会の承認を得たもの」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 条例第五条第一項の規定により退職した者に準ずる者であつて、任命権者が県教育委員会の承認を得たもの

二 二十五年以上勤続し、勤務公署の移転により退職した者その他これに準ずる者であつて、任命権者が県教育委員会の承認を得たもの

三 二十五年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

第三条第一号ハ中「第二十二条第二項」を「第二十二条の三第一項」に改める。

第五条の二中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第十六条の六第二項中「起算して一箇月以内」を「基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が四年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条の二の改正規定及び次項の規定 令和元年十二月十四日

二 第二条、第二条の二第二項及び第三条第一号ハの改正規定 令和二年四月一日

2 前項第一号に掲げる規定の施行の日前に退職した者で、改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則第五条の二第三号に掲げる者に該当するものは、公立学校職員の退職手当

に関する条例（昭和二十九年愛知県条例第二十七号）第十条第一項に規定する特定退職者ともみ
なす。

3 改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則第十六条の六第二項の規定は、同規
則第十六条の四第一項に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職
の日の翌日から起算して四年を経過する日が公布の日以後にある者からの申出について適用し、
当該退職の日の翌日から起算して四年を経過する日が公布の日前にある者からの申出について
は、なお従前の例による。

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

新

(条例第四条第一項に規定するその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者)

第二条 条例第四条第一項に規定するその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で教育委員会規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 二十五年未満の期間勤務し、勤務公署の移転により退職した者その他これに準ずる者であつて、任命権者が愛知県教育委員会(以下「県教育委員会」)という。)の承認を得たもの

二 十一年以上二十五年未満の期間勤務し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

(定数の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した者等)

第二条の二 略

2 条例第五条第一項に規定するその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で教育委員会規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

旧

(条例第四条第一項に規定するその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者)

第二条 条例第四条第一項に規定するその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で教育委員会規則で定めるものは、二十五年未満の期間勤務し、勤務公署の移転により退職した者その他これに準ずる者であつて、任命権者が愛知県教育委員会(以下「県教育委員会」)という。)の承認を得たものとする。

(定数の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した者等)

第二条の二 略

2 条例第五条第一項に規定するその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で教育委員会規則で定めるものは、条例第五条第一項の規定により退職した者に準ずる者であつて、任命権者が県教育委員会の承認を得たもの及び二十五年以上勤務し、勤務公署の移転により退職した者その他これに準ずる者であつて、任命

一 条例第五条第一項の規定により退職した者に準ずる者であつて、任命権者が県教育委員会の承認を得たもの

二 二十五年以上勤続し、勤務公署の移転により退職した者その他これに準ずる者であつて、任命権者が県教育委員会の承認を得たもの

三 二十五年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者（職員以外の公務員）

第三条 条例第七条第五項に規定する職員以外の公務員は、次に掲げる者とする。

一 愛知県に勤務する者で次に掲げるもの

イ及びロ 略

ハ 常時勤務に服することを要する者のうち、地方公務員法第二十二
条の三第一項又は育児休業法第六条第一項の規定に基づき臨時的に任用されるもの（その者に係る退職手当に関する規定において退職手当が支給されることとされている者に限る。）

二 以下 略

（特定退職者）

第五条の二 条例第十条第一項に規定する特定退職者は、次のとおりとする。

一及び二 略

権者が県教育委員会の承認を得たものとする。

（職員以外の公務員）

第三条 同上

一 同上

イ及びロ 略

ハ 常時勤務に服することを要する者のうち、地方公務員法第二十二
条第二項又は育児休業法第六条第一項の規定に基づき臨時的に任用されるもの（その者に係る退職手当に関する規定において退職手当が支給されることとされている者に限る。）

二 以下 略

（特定退職者）

第五条の二 同上

一及び二 略

三 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職（同法第十六条第一
号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職をした者

- 三 略
- 四 略
- 五 略

(受給期間延長の申出)

第十六条の六 略

- 2 前項に規定する申出は、条例第十条第一項に規定する理由に該当するに至つた日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日までの間(同項の規定により加算された期間が四年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 以下 略

- 四 略
- 五 略
- 六 略

(受給期間延長の申出)

第十六条の六 略

- 2 前項に規定する申出は、条例第十条第一項に規定する理由に該当するに至つた日の翌日から起算して一箇月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 以下 略